志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

○国民健康保険税の課税限度額の改定
（第２条、第２２条関係）

１　概要

国民健康保険税は、医療の給付費に対する税の負担が過度にならないよう政令で上限が定められており、市町村は政令で定められている額を上限として、条例で課税限度額を規定している。

本市では、平成２２年度課税分から６９万円（平成２１年度政令水準）に引上げを実施した後に改正を行っていないが、その間政令においては、平成２２年度に７３万円、平成２３年度に７７万円、平成２６年度に８１万円に上限の見直しが相次いで行われ、現状で法定限度額と１２万円の差が生じている。平成２７年度税制改正によれば、さらなる課税限度額の改正が予定されている状況である。

県内４０市との比較においても、平成２７年度に改正予定も含めて２１市が７７万円以上で、６９万円以下は５市となっている。

また、税負担の公平性の観点と、これ以上課税限度額を抑えることは、低中間所得者層にさらなる負担を強いる結果となるため、課税限度額の改定を実施する。

２　改正内容

現行の課税限度額を総額で６９万円から８万円の引き上げを実施し、平成２３年度政令改正後の水準の７７万円に改定する。

平成２６年度法定課税限度額８１万円への見直しについては、１２万円の引き上げとなり、急激な負担増になるため、実施時期のルール化を含め、財政状況を見て実施していく。

	改正前	増加額	改正後	法定（現行）	法定（改正予定）
医療分	47 万円	4 万円増	51 万円	51 万円	52 万円
後期分	12 万円	2 万円増	14 万円	16 万円	17 万円
介護分	10 万円	2 万円増	12 万円	14 万円	16 万円
合　計	69 万円	8 万円増	77 万円	81 万円	85 万円

３　改正による影響

（１）国保税（調定）の増加の見込み

	改正前	改正後	増加額	増加率
医療分	146,815 万円	148,960 万円	約 2,145 万円	1.5%
後期分	32,389 万円	32,864 万円	約　475 万円	1.5%
介護分	14,011 万円	14,400 万円	約　389 万円	2.8%
合　計	193,215 万円	196,224 万円	約 3,009 万円	1.6%

（２）該当する世帯数(見込み)

	全世帯	対象世帯(改正前)	対象世帯（改正後）	対象率
医療分	約 11,500 世帯	569 世帯	508 世帯	4.4%
後期分	約 11,500 世帯	260 世帯	204 世帯	1.8%
介護分	約 7,000 世帯	227 世帯	163 世帯	2.3%

（３） 対象世帯の例（加入者２人、資産割なし）

	課税限度額に到達する所得（給与収入）	
	改正前	改正後
医療分	約 654 万円 （約 860 万円）	約 708 万円 （約 920 万円）
後期分	約 951 万円 （約 1,180 万円）	約 1,160 万円 （約 1,400 万円）
介護分	約 618 万円 （約 820 万円）	約 780 万円 （約 1,000 万円）

４　施行期日　平成２７年４月１日

○国民健康保険税の納期分割による端数処理を１００円未満とする規定の追加
（第１３条第３項関係）

１　改正内容

国民健康保険税の納期分割による端数処理計算は、地方税法の規定により、１，０００円となっており、分割後の端数金額が第１期に集約されることから、特に低所得者にとって負担感が増している状況となっている。

納期分割による端数処理を１，０００円未満から１００円未満とする特例を定めることで、各納期の負担を均等化させ、納税者に対して支払いやすい環境整備と納税意欲の向上を図る

＊介護保険料、後期高齢者医療保険料はすでに実施している。（納期９期）

２　納期ごとの変更例

（１）年税額１５，０００円（７割軽減）

改正前　（単位：円）

１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期	年税額
7,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	15,000

改正後　（単位：円）

１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期	年税額
2,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	15,000

（２）年税額５０，０００円

改正前　（単位：円）

１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期	年税額
10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	50,000

改正後　（単位：円）

１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期	年税額
6,000	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	50,000

＊納税義務者の負担がなだらかになり、期限内納付の向上が見込まれる。

３　県内の状況

上尾市、坂戸市、吉川市などで実施済み。

４　施行期日　平成２７年４月１日